

令和5年度採用の大洲市職員を募集します

大洲市職員（事務職など）

【受付期間】 5月20日(金)～6月21日(火)

【採用予定日】 令和5年4月1日

詳細は市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】 総務課職員係 ☎0893(24)1723



市ホームページ



採用予定職種	人数	受験資格
事務職（大学卒）	12人程度	平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人または令和5年3月末までに卒業見込みの人
技術職・土木 【総合適性検査枠】	2人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、大学において土木工学に関する学科を学修し卒業した人または令和5年3月末までに卒業見込みの人 ※ 一次試験（筆記試験）は、民間企業などで実施している基礎的能力を測る試験のため、公務員試験対策を必要としない内容です。
技術職・建築 【総合適性検査枠】	2人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、大学において建築工学に関する学科を学修し卒業した人または令和5年3月末までに卒業見込みの人 ※ 同上、公務員試験対策を必要としない内容です。
保育士・幼稚園教諭	3人程度	平成元年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人または令和5年3月末までに資格取得見込みの人
保健師	2人程度	平成元年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人または令和5年3月末までに免許取得見込みの人

市立大洲病院職員

【受付期間】 6月1日(水)～6月27日(月)

【採用予定日】 令和5年4月1日

詳細は市立大洲病院ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】 市立大洲病院事務課庶務係 ☎0893(24)2151



市立大洲病院
ホームページ



採用予定職種	人数	受験資格
薬剤師	若干名	薬剤師の免許を有する人（※免許取得見込の人）
診療放射線技師	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、診療放射線技師の免許を有する人（※免許取得見込の人）
臨床検査技師	若干名	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人（※免許取得見込の人）
診療情報管理士	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、診療情報管理士の資格を有する人（※資格取得見込の人）
医療事務職（大学卒）	若干名	平成4年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人又は令和5年3月末までに卒業見込みの人
看護師	10人程度	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人（※免許取得見込の人）

※令和5年に実施される国家試験または資格試験に合格し、免許（資格）取得見込みの人でも受験できます。

後期高齢者歯科口腔健康診査を受診しましょう

愛媛県後期高齢者医療広域連合では、歯科口腔健診を無料で実施します。お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろん、全身の健康にもつながりますので、この機会に歯科口腔健康診査を受診しましょう。

【受診期間】 6月1日(水)～令和5年2月28日(火)

【場所】

後期高齢者の歯科口腔健診を実施する登録歯科医院
※申込者にはクーポン券と一緒に登録歯科医院一覧表を送付します。また、愛媛県後期高齢者医療広域連合と愛媛県歯科医師会ホームページにも掲載しています。

【対象者】 愛媛県後期高齢者医療の被保険者（被保険者とは75歳以上または65歳から74歳で一定の障がいがあり、愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた人）

※ただし、病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人、障害者支援施設、のぞみの園の設置する施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設へ入所・入居している人は対象外です。

【受診方法】

クーポン券などが届いたら、歯科口腔健診を実施する歯科医院に予約してから受診してください。

【申込方法】

愛媛県後期高齢者医療広域連合に直接申し込んでください。申込者には、クーポン券、受診票などを送付します。

【その他注意事項】

歯科口腔健診は、期間中に1回のみです。重複受診が判明した場合は、費用を請求いたしますので、ご注意ください。歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となります。

【申し込み・問い合わせ先】

愛媛県後期高齢者医療広域連合
事業課保健事業係

☎089(911)7739 FAX089(911)7735

メール：info@ehime-kouiki.jp

歯と口の健康を守りましょう ～いただきます 人生100年 歯と共に～

毎年6月4日～10日は、歯と口の健康週間です。厚生労働省と日本歯科医師会は「80歳になっても20本以上自分の歯を保ち健やかで楽しい生活をすごそう」という^{はちまるにいます}8020運動を推進しています。

20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができるといわれています。生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わうためにも、歯を大切にする習慣をつけることが大切です。この機会に、歯と口のチェックをしてみましょう。

大洲市歯周病検診を受けましょう

歯周病は、歯を失う原因となり、初期は自覚症状が乏しいため、検診による早期発見が大切です。ぜひ、検診を受けましょう。

※定員100人になり次第締め切り

【受診期間】 6月1日(水)～12月28日(水)の診療日

【場所】 市指定の歯科医療機関

【対象者】

今年度中に40歳・50歳・60歳・70歳になる人

「元気歯つらつコンクール」参加者を募集します

愛媛県と愛媛県歯科医師会主催で開催される、「元気歯つらつコンクール」に参加する人を募集します。

【対象者】 次の全ての項目に該当する人

- ▷ 令和4年4月1日現在、満80歳以上の人
- ▷ しっかりかめる自分の歯が20本以上ある人
- ▷ 「元気歯つらつコンクール」の受賞経験のない人
- ▷ 表彰式に参加できる健康状態である人



【問い合わせ先】

大洲市保健センター ☎0893(23)0310 市ホームページ



国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の異動届けは、社会保険などに加入または脱退した日から14日以内に提出が必要です。社会保険の異動と連動して自動的に国保の加入・脱退はできませんので、市役所または支所の窓口で必ず手続きをしてください。なお、届け出が遅れることで国保税と社会保険料の二重請求や、資格取得日にさかのぼって保険税が課される場合があります。

【問い合わせ先】

市民課国保係 ☎0893(24)1713



市ホームページ

国民健康保険を脱退する時	
できごと	届け出に必要なもの
ほかの市区町村に転出する時	保険証
国民健康保険以外の健康保険などに加入した時、被扶養者になった時	国民健康保険と新しく加入した健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
国民健康保険の被保険者が死亡した時	保険証
生活保護を受けるようになった時	保険証、保護開始決定通知書
外国籍の人の出国(転出)時	保険証、在留カードなど

国民健康保険に加入する時	
できごと	届け出に必要なもの
ほかの市区町村から転入してきた時	転出証明書
国民健康保険以外の健康保険などを脱退した時	健康保険等の資格喪失証明書
国民健康保険以外の健康保険などの被扶養者から外れた時	被扶養者でなくなった証明書
子どもが生まれた時	保険証、母子健康手帳
生活保護を受けなくなった時	保護廃止決定通知書
外国籍の人の入国(転入)時	在留カードなど
その他	
市内で住所や世帯主、氏名が変わった時	保険証
世帯を分けたり、一緒になる時	
修学のため、別に住所を定める時	保険証、在学証明書
保険証をなくした時あるいは汚れて使えなくなった時	使えなくなった保険証

※別世帯の人が国民健康保険の加入の届け出を行う場合には、委任状が必要です。

※すでに国民健康保険の保険証が交付されている場合は、必ず持参してください。

※届け出には、マイナンバーカード・運転免許証など顔写真付の公的証明書が必要です。

医療機器設備を更新整備しました

市立大洲病院では、愛媛県原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を活用して医療機器の更新を行っています。

住民のみなさんの生命と健康を守るため救急医療に対応した医療機器や、災害時においても中止することのできない人工透析設備等を更新整備することにより、一般の救急医療体制のみならず災害時の拠点施設として医療機能の確保充実を図っています。

令和3年度市立大洲病院医療機器整備事業の概要

【事業費】 4,455万円

【交付金充当額】 2,000万円

【事業内容】

- ▷ X線TVシステム 1式
- ▷ 回診用X線撮影装置 2台
- ▷ 患者監視装置 4台
- ▷ 多用途透析用監視装置 4台

【問い合わせ先】

市立大洲病院事務課用度係 ☎0893(24)2151



X線TVシステム



回診用X線撮影装置

令和3年度個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、市が保有するすべての個人情報の収集、保管、利用などについての基本的なルールを定めるとともに、「自己の情報をコントロールする権利」を保障する制度です。

大洲市における個人情報取扱事務の届出件数は、1,461件です。また、令和3年度の個人情報の開示などの請求については、10件の開示請求がありました。その処理状況は、次のとおりです。

個人情報の請求件数と処理状況

実施機関	請求区分	請求件数	開示				審査請求
			開示	不開示	取下げ	その他	
市長	開示	1件	1件	0件	0件	0件	0件
病院事業管理者	開示	9件	9件	0件	0件	0件	0件
合 計		10件	10件	0件	0件	0件	0件

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

令和3年度情報公開制度の運用状況

市政は、市民のみなさんの信託のもと常に市民に開かれたものとして運営されなければなりません。大洲市情報公開条例は、「市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な開かれた市政を推進する」ために制定されたものです。令和3年度の制度運用状況は、次のとおりです。

情報公開の請求件数と処理状況

公文書公開請求		9件
公文書公開請求に対する処分	公開決定	7件
	全部公開	0件
	部分公開	7件
	非公開決定	0件
その他(却下)		2件
審査請求		0件

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【問い合わせ先】

企画情報課情報統計係 ☎0893(24)1738

企画情報課地域情報係 ☎0893(24)1738 市ホームページ



令和4年度うるおいの里づくり事業を募集します

緑豊かな自然と伝統・文化を生かしながら、歴史的・文化的なものと現代社会とをうまく調和させ、住みよい快適なうるおいの里づくり事業を実施する自治会や伝統芸能保存会などに対し、その経費の一部を補助します。

【補助対象種目】

▷ふれあい広場整備(ミニ公園)

(例) 広場、花壇など

▷観光交流資源整備

(例) 観光地、景勝地など

▷伝統芸能・文化の保存育成

(例) 太鼓、獅子舞など



市ホームページ

【補助対象団体】

自治会、協議会、保存会などで組織が明確な団体

【補助率および補助限度額】

補助対象経費の2分の1以内(50万円限度)

【申請方法】

事業計画書などの関係書類を復興支援課へ提出してください。用紙は復興支援課に用意しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。



牛鬼整備事業(中野牛鬼会)



花壇・イルミネーション整備事業(肱川愛あい会)

【問い合わせ先】

復興支援課地域自治推進係 ☎0893(57)9989

情報通信機器の購入費用の一部を補助します

令和4年2月末で市内全域に光回線が整備されました。しかしながら、技術的な問題で整備ができなかった地域があります。そこで、対象地域のみなさまが購入した情報通信機器の費用の一部を補助します。

【対象者】

次の①から④のすべてに当てはまる人

- ① 大洲市の住民基本台帳に登録されている人または大洲市内に事務所がある法人
- ② 光回線が整備できなかった地域に住んでいる人または事務所がある法人（柳沢地区の一部及び青島地区）
- ③ 申請する人（法人）自らが使用する機器であること
- ④ 申請者の世帯全員に市税などの滞納がないこと

【対象機器】

ホームルーター（パソコンやタブレット端末などWi-Fiに対応している端末をインターネットに接続できる据え置き型の電子機器）

【補助金額】

ホームルーターの購入価格（消費税含む）の1/2（1,000円未満の端数は切り捨て）で、2万円を限度とします。

※補助の対象は1世帯または1事務所に付き1基とします。

【申請方法】

申請書や機器を購入した際の領収書などの関係書類を企画情報課へ提出してください。申請書は、企画情報課に用意しています。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。



【問い合わせ先】

企画情報課デジタル化推進係

☎0893(24)1738



市ホームページ

猫の不妊去勢手術費用の一部を補助します

令和4年度から猫の不必要な繁殖および周囲に対する迷惑の未然防止を図るため、手術費用の一部を補助する「猫の不妊去勢手術補助金制度」を実施しています。

【補助対象】

大洲市内に住所を有する個人が、飼い猫または飼い主のいない猫に愛媛県内の動物病院で手術を受けさせたものに限りです。

※大洲市に住民登録がない人や市税などを滞納している人は対象となりません。

【補助金額】

下記の補助額又は手術料金のいずれか低い額

- ① 飼い主のいない猫…オス4,000円・メス8,000円
- ② 飼い猫…オス2,000円・メス4,000円

※飼い猫は、年度内で1世帯1頭に限りです。

※今年度の予算に達した時点で終了します。

【申請方法】

手術後、申請書に必要事項を記入し、問い合わせ先へ持参ください。

▷手術費用の領収書（写）を提出してください。

▷飼い主のいない猫は、市内の区域内で保護された猫で識別のための耳カットの分かる写真を提出してください。

※申請に関する手引きや申請書は、環境生活課及び各支所に用意しています。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

【お願い】

猫を捨てる、虐待した場合、100万円以下の罰金又は1年以下の懲役に処せられます。大切な命です。どうしても飼えなくなったら里親を探するなど、最後まで責任を持って飼いましょう。



【問い合わせ先】

環境生活課生活衛生係 ☎0893(57)9966

長浜支所 ☎0893(52)1111

脇川支所 ☎0893(34)2311

河辺支所 ☎0893(39)2111



市ホームページ

第64回水道週間(6月1日(水)～7日(火)) ～大切な 水と一緒に 暮らす日々～

水道は、私たちの生活に不可欠なもので、水の安定的な供給を目指して水道整備を行っています。市の水道事業は、簡易水道を上水道に統合し、より効率的な経営に取り組んでいますが、施設の老朽化の急速な進行や人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に直面しています。このような水道を取り巻く時代の変化に対応し、将来にわたり持続可能な水道とするためには、早急に水道基盤の強化に取り組んでいかなければなりません。

また、近年の大規模災害などを教訓として、災害に強い水道づくりや災害対策、危機管理面の強化も必要となっています。

こうした状況も踏まえ、水道についての理解と関心を高め、水道事業のさらなる発展のため、「水道週間」を設け、全国の自治体や関係団体が連携して広報活動を重点的に実施しています。

この機会に、改めて水の大切さを見直してみませんか。

【期間中の取組】

ポスターや啓発冊子などの展示、懸垂幕設置、広報車による巡回、水源地など施設清掃、高齢者世帯の家庭給水装置訪問相談、水道施設見学会（随時）を行います。

【水道工事を行うときは】

水道の新設・改造・修理・撤去などの工事を行うときは、必ず指定工事業者に依頼してください。指定工事業者は、市ホームページでも確認できます。



【問い合わせ先】

上下水道課管理係 ☎0893(24)3753

市内の指定給水装置工事業業者

※市外局番は「0893」です

地域	工事店名	地区	電話番号
大洲	(有)三原設備	大洲	(24) 3783
	芳我水道設備		080(5742) 2161
	(有)オクダ設備	柚木	(24) 3674
	中央建設(株)		(24) 3556
	(株)矢野金物店	中村	(24) 3043
	(有)南予水道住設	若宮	(23) 2352
	村上工業(株)		(24) 3141
	廣澤設備工業		(24) 1104
	(有)菊地浄化槽センター	五郎	(24) 0013
	(有)いの水道設備	田口	(24) 2216
	峯建設工業(株)		(24) 5911
	(有)丸電工業	東大洲	(24) 5351
	(株)土居鉄工所		(24) 4519
	J A 愛媛たいき		(24) 4181
	(有)曽根プロパン販売所		(24) 3522
	マスダ水道設備	市木	(25) 4178
	(有)内田電気水道設備	徳森	(25) 2858
	(株)城戸電業社		(25) 2944
	(株)西田興産		(25) 0211
	(有)アサノ設備大洲支店	北只	(24) 0783
	(株)四電工大洲営業所		(24) 4595
	(有)長田産業		(23) 5713
	タマル家電サービス	松尾	(24) 0518
	谷本建設工業(株)	平野	(24) 5161
	神南設備	菅田	(25) 4684
	(有)大和開発		(25) 3776

地域	工事店名	地区	電話番号
大洲	松浦建設(株)	菅田	(25) 5335
	城戸設備工業		(25) 1175
	久保建設(株)	蔵川	(27) 0757
	(株)宮元建設	新谷	(25) 0242
	向成建設(株)		(25) 3150
	(有)佐々木鉄工	春賀	(26) 0875
	樹設備	多田	(26) 1255
	(有)星加水道設備	八多喜	(26) 0020
	久保鉄工所		(26) 0537
	好崎鉄工	米津	(26) 0720
	笹田水道	長浜	(52) 2891
	(有)池内石油店		(52) 0448
長浜	(有)鈴木ガス商会		(52) 0358
	(有)満野大商店		(52) 0013
	ダイワ設備工業	下須戒	(52) 1289
	河内設備商会		(52) 0503
	(有)住吉産業	上老松	(52) 1531
	矢野ガス(株)		(52) 0420
	(株)佐々木組	豊茂	(57) 0122
肱川	鹿野川ガス販売所	山鳥坂	(34) 2701
	(株)ひじ建		(34) 2111
	川上建設(有)	名荷谷	(34) 2101
	上田建設(株)	宇和川	(34) 2011
	三瀬建設(株)	予子林	(34) 2911
河辺	富永建設(株)	植松	(39) 2011
	北川商店		(39) 2303

きれいな水の大切さ

家庭の雑排水をそのまま水路などに流すと、悪臭の原因になるだけでなく、水路や河川、海にすむ生き物に悪影響を及ぼします。

そのような状況が続けば、生態系のバランスが崩れ、やがて私たちも健康的な生活が困難になります。

雑排水は生活するうえでどうしても出ますので、適正な方法で排出するようにしましょう。

【適正な排出】

公共下水道や農業集落排水施設が整備されている地域については施設への接続を行い、またその他の地域については、合併処理浄化槽を設置し、雑排水を水路などに直接垂れ流さないようにしましょう。

【公共下水道などのしくみ】

公共下水道の終末処理場や農業集落排水施設、合併処理浄化槽は、微生物などの力を借りて、汚水をきれいな水にしています。

そのため、微生物が処理できない調理くずや天ぷら油などの油脂類は排水口に流さないようにしましょう。

【後世のために】

私たちが使った水は、川や海などにすむ生き物が利用しますので、生き物にとってすみやすい環境を維持することが必要です。かけがえのない自然を後世に残すため、公共下水道などに早めに接続しましょう。

(浴槽1杯：300Lとして)

汚れのもと		必要な水量
天ぷら油(使用済み)	20mL	20杯
マヨネーズ(大さじ1杯)	15mL	13杯
牛乳(コップ1杯)	200mL	11杯
米のとぎ汁(1回目)	500mL	4杯
台所用洗剤(1回分)	4.5mL	0.67杯

出典：環境省「生活排水読本」より抜粋

汚れた水を、魚がすめる水質にするには、これだけの水の量が必要だよ



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

【問い合わせ先】

上下水道課管理係 ☎0893(24)1720

6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員法が施行された日を記念し、6月1日を人権擁護委員の日と定め特設人権相談所の開設や啓発活動を行っています。

差別、嫌がらせ、暴行、虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの人はお近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

特設人権相談所は、市役所や公民館などで毎月開催しています。日時などについては、人権啓発課までお問い合わせください。

【人権相談専用ダイヤル】

▷子どもの人権に関する相談 ☎0120(007)110

▷女性の人権に関する相談 ☎0570(070)810
平日8:30~17:15

▷日本語を自由に話すことができない外国人向け相談ダイヤル ☎0570(090)911
平日9:00~17:00

▷それ以外の人権に関する相談 ☎0570(003)110
平日8:30~17:15

※0570への発信は有料です。



【問い合わせ先】

人権啓発課人権啓発係☎0893(24)1746 市ホームページ

【地域の人権擁護委員（敬称略）】

松田 ともこ (西大洲)	信尾 みちたか (八多喜)
井上 かずよし (東大洲)	大本 あきひろ (豊 茂)
山内 いくお (市 木)	清水 やすのり (長浜町衛生)
山本 たけし (平 野)	笹木 まりこ (狐川町山鳥坂)
玉木 たえこ (北 只)	源田 まさゆき (狐川町大谷)
中野 しんいち (菅 田)	じゅの きみひで (河辺町河都)
大石 あい (新 谷)	



うかいシーズンがスタートします

今年も6月1日(水)より、肱川を舞台に大洲のうかいが始まります。ワンランク上の屋形船「臥龍1号」で楽しむ格別なうかいや、日中の涼しい川風を感じて川下りが楽しめる「ひじかわ遊覧」など、各種乗船メニューを用意しました。

肱川でしか味わえない夏の風物詩を楽しんでみませんか。

【期間】 6月1日(水)～9月20日(火)

※期間については、中止や変更となる場合がありますので、事前に問い合わせ先などでご確認ください。

【乗船場所】 うかいレストプラザほか

※プランによって異なります。問い合わせの際にご確認ください。

【貸切船料金（税込み）】 下表のとおり

屋形船を貸し切ってお楽しみいただけます。

▷うかい（夜）

小 型 船（定員10人）	26,000円
大 型 船（定員18人）	45,000円
臥龍1号（定員10人）	45,000円

▷ひじかわ遊覧（昼）

小 型 船（定員10人）	20,000円
大 型 船（定員18人）	35,000円

※上記料金は税込みです。

※料理・飲み物代が別途必要です。

※料理などについては下記事業者までご相談ください。

※料理などの持込はできません。

※料理プランの詳細については、二次元コードからご確認ください。



【貸切船・料理申込】

うめたこ本店	☎0893(25)0826
鹿野川荘	☎0893(34)2000
料苑 たる井	☎0893(24)4585
ホテルにし川	☎0893(24)4046
NIPPONIA HOTEL	☎0120(210)289
大石フーズ	☎0893(25)5620
古酒 オールディーズ	☎0893(24)3510
むらや	☎0893(24)4637
よねざわ	☎0893(24)2639

「うかい市民サービスデー」を開催します

市民のみなさんに気軽にうかいをご利用いただくため、「うかい市民サービスデー」を開催します。

お得な貸切船料金でお楽しみいただけますので、ぜひご利用ください。

【期間】

うかいシーズン期間中の毎週水曜日

※ただし、6月1日(水)および8月3日(水)を除く。

【貸切船料金（税込み）】

小 型 船（定員10人）	17,000円
大 型 船（定員18人）	27,500円
臥龍1号（定員10人）	31,500円

【利用条件】

大洲市に住所を有する人

【貸切船申込（税込み）】

左下の事業者へ直接ご連絡ください。



▷乗合船を希望する人

	食事なし	食事付き
大人（中学生以上）	4,000円	8,000円
小人（4才以上）	3,000円	5,000円

※料金は税込みです。

※食事の内容は選択できません。

※二次元コードから乗合船の申込ができます。



【申し込み・問い合わせ先】

大洲観光総合案内所 ☎0893(57)6655



大洲市観光
協会ホーム
ページ

森林を伐採するときは届け出が必要です

森林法の規定により、地域森林計画の対象となっている森林を伐採するときには、針葉樹・広葉樹にかかわらず伐採の届け出が必要です。

また、伐採が完了したとき、伐採後の造林が完了したときには、それぞれ森林の状況を報告することが必要です。

なお、保安林や森林経営計画による伐採の場合には、届出先などが異なりますので、農林水産課林業振興係にお問い合わせください。

【届け出の時期】

- (1) 伐採及び伐採後の造林届出
伐採開始日の90日前から30日前まで
- (2) 伐採に係る森林の状況報告書
伐採の完了日から30日以内
- (3) 伐採後の造林に係る森林の状況報告書
造林完了日から30日以内



【問い合わせ先】

農林水産課林業振興係 ☎0893(24)1727 市ホームページ

6月から児童手当の制度が変更になります

1. 特例給付の支給に係わる所得上限額が創設され、前年の受給者所得が所得上限額を超えた場合は、児童手当や特例給付は支給されません。
2. 毎年6月に提出を求めていた「児童手当・特例給付現況届」が不要になります。
※一部受給者は、今までどおり現況届の提出が必要です。6月上旬に送付しますので、必要事項を記入し、期限内に提出してください。
3. 受給者や配偶者、児童の住所・氏名が変わったときや受給者が婚姻・離婚したとき、受給者が加入する年金の種別が変更になったときに変更届の提出が必要です。



【問い合わせ先】

子育て支援課こども相談係
☎0893(24)5718



市ホームページ

肱川の堤防整備を進めています

～ 愛媛県職員による工事紹介① ～



大洲土木事務所河川港湾課
肱川・久米川激甚災害G

宇都宮 雄治

平成30年7月豪雨を受け、愛媛県では国土交通省・大洲市と連携し、再度災害防止のため、先月まで紹介のあった国工事区間の上流にある11工区と、支川の久米川で激特事業による堤防工事を進めています。今回は菅田・村島工区の紹介です。

菅田・村島工区では、高さ約5mの堤防を整備しています。また、堤防整備にともない、逆ナゲ橋を付け替えています。

堤防整備には大量の土砂が必要となり、地域のみならず、工事車両の通行などご不便をおかけしておりますが、今後ともご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

愛媛県南予地方局大洲土木事務所
河川港湾課 ☎0893(24)5121

位置図



(現地状況 4月時点)

つなごう肱川

熱中症を予防しましょう

熱中症は症状が重くなると生命に危険が及びますが、正しい予防方法を知り、普段から気を付けることで防ぐことができます。バランスのとれた食事、適度な運動、十分な睡眠をとり、自分のいる環境と自分の体を知り、体調に敏感になることが大切です。熱中症に対する正しい知識を身につけて、暑い季節も安全に過ごしましょう。

【予防方法】

- ▷こまめに水分補給をする。
- ▷暑さを避ける。(エアコンなどで温度調節をする)
- ▷無理をせず適度に休憩をとる。
- ▷体をしめつけない涼しい服装にする。

【熱中症になってしまったら】

- ▷涼しい場所へ移動する。
- ▷衣服を脱がしたりゆるめたりして体を冷やし、体温を下げる。
- ▷水分、塩分を補給する。
- ▷意識がない(おかしい)、自力で水分摂取できない時には救急車を要請する。



6月12日(日)～18日(土)は危険物安全週間です

危険物安全週間は、平成2年に消防庁により制定され、以来毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)に実施されています。今年は、「一連の確かな所作で 無災害」をスローガンに、国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図るため、危険物安全週間が開催されます。

危険物とは消防法で定められたもので、一般的には次のような危険性を持った物品です。

- ▷火災発生・拡大の危険性が大きい
- ▷消火の困難性が高い

※ガソリン・軽油・灯油・油性塗料などがあります。

石油類などの危険物は、私たちの生活に欠かせない存在となっています。しかし、取り扱いを誤ると大きな事故に繋がってしまう危険性があり、安全に取り組むことが重要です。

【問い合わせ先】

大洲消防署本署 ☎0893(24)0119
長浜支署 ☎0893(52)0119
川上支署 ☎0893(34)2851



大洲地区広域
消防事務組合
ホームページ

今日からできる健康づくり ～6月は食育月間～

6月は食育月間です。これは、家庭、学校、地域、職場など社会全体で国民的な広がりをもって、食育を推進していく強化月間です。

「食育」とは、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と、バランスのよい「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むことです。

大洲市でも、「第3次大洲市食育推進計画」を策定し、食育に総合的かつ計画的に取り組んでいます。生活習慣病予防や健康寿命延伸、健康な心と体づくりのために、「食」を見直す機会として、日頃の食事を振り返り、できることから始めてみましょう。また、大洲には新鮮な野菜が豊富にあります。野菜を多く食べることは、食物繊維を効果的に摂取することができ、さまざまな生活習慣病を予防することにつながります。1日350gの野菜を摂取することを目標に、毎日の食事で野菜をしっかり食べましょう。身体を構成する細胞は、私たちが食べた物から作られます。そのひと口ひ

食事の際に気を付けること

1. 1日3食きちんと食べる。
2. うす味を心がけて、減塩に気を付ける。
3. ゆっくり、よく噛んで食べる。
4. 毎日の食事に野菜料理を一皿プラスする。
5. 地元で収穫できる食材に興味を持つ。
6. 料理を作ったり、食事の手伝いをする。
7. 感謝の気持ちを込めて、食事のあいさつをする。
8. 家族や友人と楽しく食卓を囲む。
9. 食品ロス削減を意識する。

と口の積み重ねが、私たちの体を作りあげていきます。1日3回の食事を大切にしていきたいと思います。



【問い合わせ先】

健康増進課食生活改善係
☎0893(23)9117

健康増進課
食生活改善係長 菊池 ともみ